

合志市国民健康保険税における 子ども・子育て支援納付金について

令和7(2025)年12月

合志市 健康ほけん課

子ども・子育て支援金制度について

- ・政府は少子化対策の抜本的強化にあたり、「こども未来戦略」において総額3.6兆円規模に及ぶ「こども・子育て支援加速加プラン」を取りまとめました。
- ・少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設し、3.6兆円のうち1兆円程度を確保することとしています。
- ・令和8年度の国民健康保険被保険者の負担額は1人あたり月額250円、1世帯あたり月額350円程を見込んでいると国からの資料で示されました。

支援金制度により実施される事業

- ・ 児童手当の抜本的な拡充
- ・ 所得制限を撤廃、高校生年代まで延長、第3子以降は3万円に増額(令和6年10月から)
- ・ 妊婦のための支援給付(出産・子育て応援交付金)
- ・ 妊娠・出産時に10万円の経済支援(令和7年4月から制度化)
- ・ 乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)
- ・ 月一定時間までの枠内で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みの創設(令和8年4月から給付化)
- ・ 出生後休業支援給付(育休給付率の手取り10割相当の実現)
- ・ 子の出生後の一定期間に男女で育休を取得した場合に、育児休業給付とあわせて最大28日間手取り10割相当となるよう給付の創設(令和7年4月から)
- ・ 育児時短就業給付(育児期の時短勤務の支援)
- ・ 2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給(令和7年4月から)
- ・ 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置
- ・ 自営業やフリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料を免除(令和8年10月から)

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (②)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (①)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

(注1) 本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人提出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考え方の下で提出。なお、被用者保険間の比率は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

(注2) 被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算すると(*)、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同800万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円(総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通)。ただし、政府が能力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日こども家庭庁「被用者の年収別の支援金額(機械的な計算)」についてを参照。

* 令和10年度に被用者保険において提出いただく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人提出を0.2%として計算。

(注3) 国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。

(注4) 国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦子1人の3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(応益分7割軽減)、同160万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、こどもがいる世帯の提出額が増えないよう、こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)についての均等割額は全額軽減。

* 年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

(注5) 後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同5割軽減)、同180万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合350円(同2割軽減)。年金収入のみの者では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同300万円の場合750円。

* 年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

(注6) 介護分の保険料額は、第1号保険者(65歳～)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,014円(令和5年度)、第2号被保険者(40～64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,276円(令和6年度負担額)

・令和6年12月19日開催の熊本県国民健康保険連携会議において、熊本県の国民健康保険における子ども・子育て支援納付金の賦課方式は**所得割・均等割の2方式**とすることで決定されました。

【令和8年度保険税率改定のイメージ】

	所得割	均等割 (人)	平等割 (世帯)
医療給付費分	9.5%	32,000円	23,500円
高齢者支援金分	3.2%	10,800円	7,400円
介護納付金分	2.9%	19,000円	—



	所得割	均等割 (人)	平等割 (世帯)
医療給付費分	9.5%	32,000円	23,500円
高齢者支援金分	3.2%	10,800円	7,400円
介護納付金分	2.9%	19,000円	—
子ども・子育て支援納付金分	●%	●円	—

・令和7年12月5日に熊本県により令和8年度の事業費納付金の仮算定がなされ、子ども・子育て支援納付金分の納付金額及び標準保険料率について下記の通り示されました。

納付金額 : 28, 214, 005円

【標準保険料率】

所得割率	0. 27%
均等割額	1, 477円

サンプル世帯での保険税額は以下のとおりです

	夫（世帯主40歳）給与収入400万円 妻（40歳）所得金額0円 小学生のこども2人			夫（世帯主70歳）年金収入250万円 妻（65歳）年金収入80万円			世帯主（70歳）年金収入200万円			世帯主（30歳）営業所得200万円			世帯主（30歳）給与収入50万円		
子ども子育て支援納付金見込額	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり
	9,200	767	1,150	4,900	408	613	2,400	200	300	5,700	475	713	300	25	38

本市としての対応についての提案

- ・本市においては昨年度国民健康保険財政の慢性的な財源不足解消のため、保険税率改定を行ったところです。
- ・その結果、令和8年度当初予算において、子ども・子育て支援納付金による収入を除いた状態での歳入不足額が約1,200万円となっています。
- ・納付金算定における必要額は約2,800万円ですが、来年度の子ども・子育て支援納付金の賦課額としては、約1,200万円を賄うものとすることを提案します。

- ・1,200万円を貯うこととする場合の参考税率等は下記の通りとなります。

【子ども・子育て支援納付金分保険税率】

所得割率	0.1%
均等割額	700円

サンプル世帯での保険税額は以下のとおりです

子ども子育て支援納付金見込額	夫（世帯主40歳）給与収入400万円 妻（40歳）所得金額0円 小学生のこども2人			夫（世帯主70歳）年金収入250万円 妻（65歳）年金収入80万円			世帯主（70歳） 年金収入200万円			世帯主（30歳） 営業所得200万円			世帯主（30歳） 給与収入50万円		
	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり	年額	月額	1期あたり
	3,700	308	463	2,000	167	250	900	75	113	2,200	183	275	200	17	25